

バーゼル委市中協議文書
自己資本の質、一貫性及び
透明性の向上に関する規制の概要

2010年1月

金融庁／日本銀行

目次

1. 現在の自己資本の定義の基本的な問題点・・・P2
2. 自己資本の質が問われた経緯・・・P3
3. 1998年10月プレスリリース・・・P4
4. 市中協議文書に示された基本提案とその適用について・・・P5
5. 新しい自己資本の定義の目標・・・P6
6. 自己資本の定義の全体像(重要な変更点)・・・P7
7. 資本の要素 ① 規制上の自己資本の構成要素・・・P9
8. 資本の要素 ② 算入上限(limits)と最低基準(minima)・・・P10
9. 資本の要素 ③ 普通株式等に区分するための基準・・・P12
10. 資本の要素 ④ その他Tier1及びTier2算入の主な要件・・・P14
11. 規制上の調整(控除項目)・・・P15

1. 現在の自己資本の定義の基本的な問題点

1. 「規制上の調整」(*1)が「普通株式等」(*2)に適用されていなかった

- これまで規制上の調整は、普通株式等ではなく、Tier1資本又は自己資本総額に適用。
- これは、控除項目を勘案後の普通株式等が低い水準にあったとしても、高いTier1比率を許容する原因となっていた。
- 業務継続ベースでの損失吸収に最善であるのは、普通株式等。

2. 規制上の調整項目の各国間での一貫性の欠如

- 調整項目の各国での適用方法が大きく異なっており、規制資本の一貫性が欠如。

3. 不十分な透明性

- 銀行の規制資本に係るディスクロージャーが不十分で、その質の正確な評価や他の銀行との有意な比較が困難。

*1 規制上の調整(Regulatory Adjustments) = 控除項目や規制資本の質を高めるためのフィルターを指す

*2 普通株式等(Common Equity Component of Tier 1) = 普通株式(common shares) + 内部留保(retained earnings) + その他包括利益(other comprehensive income) - 関連する調整項目を適用した純額(net of the associated regulatory adjustment)

2. 自己資本の質が問われた経緯

- 金融危機が深まるにつれ、多くの銀行は、普通株式等の一部である内部留保を直接減少させる償却や評価損の増加と、債務超過の疑念を招く状況に直面。
 - また、発行されている資本商品の現実の損失吸収力が試されることにもなった。
- 多くの市場参加者は、自己資本の十分性に係るTier1基準が信用できなくなり、これに替えて、有形普通株勘定(債務超過時に換金可能性のない、のれん等の要素を普通株勘定から控除したもの)のような基準に焦点を当ててようになった。

3. 1998年10月プレスリリース

- 通常の株主資本、すなわち、普通株式および公表準備金または内部留保が自己資本の主要な要素。
 - 銀行が継続ベースで損失を吸収することを可能にし、こうした目的のために永久的に使用可能。
 - 配当の金額と時期について銀行に完全な裁量を与えられるため、銀行が経営の悪化に直面した時に経営資源を温存することが十分に可能。
 - この結果、・・・自己資本充実度に関する多くの市場判断の根拠となっている。
- これらの理由から、議決権付普通株式および株主の利益に帰属している公表準備金または内部留保が、銀行のTier 1自己資本の中心的な形態 (predominant form) であるべき。

4. 市中協議文書に示された基本提案とその適用について

- 市中協議文書に示された提案は、銀行が、長期的な安定性と持続可能な成長を促進する、より高い自己資本の基準に移行することを確保することを助けるものとの位置付け。
- バーゼル委では、このプロセスが期近のストレスを悪化させることなく完了することを確実にするよう適切な一定期間の規制の適用除外 (grandfathering) と経過措置 (transitional provisions) を定める。

「一定期間の適用除外」(grandfathering)と「経過措置」(transitional provisions)

- 自己資本の定義に対して重要な変更が提案されているため、メンバー各国は、この市中協議文書が公表される以前に銀行が既に発行している資本商品の一定期間の適用除外を許容する可能性を検討することをバーゼル委は提言。

5. 新しい自己資本の定義の目標

- Tier1資本は、銀行が業務継続ベースを維持する(to remain a going concern)うえで助けとなるもののみとする。
- 規制上の調整は、自己資本の適切な構成要素に適用。
- 規制資本は単純なものとし、各国間での調和を図る。
- 規制資本の構成要素は、明確に開示するようにする。

6. 自己資本の定義の全体像(重要な変更点)

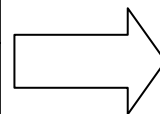
- 規制上の調整を一般的に「普通株式等」に適用することにより、「普通株式等」の質と一貫性を大幅に向上。
- 「その他Tier1(普通株式等以外のTier1資本)」に含まれる資本商品に求められる要件も強化。
- 「Tier2」は単純化。算入基準を一本化し、Tier2内の区分は撤廃。
- 「Tier3」は、マーケット・リスクが信用リスクやオペレーショナル・リスクと同等の質の資本で対応することを確実にするために廃止。
- 自己資本の透明性は、自己資本の全ての構成要素が会計上の勘定との相違点の詳細な説明と併せて開示されることで向上。

自己資本の構成要素の定義を明確化し、質の向上を図る

自己資本の構成(現在)

基本的項目 (Tier1)のうち 主要な部分	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株(普通株転換権付優先株を含む)及び内部留保
上記以外の Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の優先株 ・優先出資証券
補完的項目 (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ・劣後債、劣後ローン ・土地再評価差額金の45%相当額 ・その他有価証券評価差額金の45%相当額 ・一般貸倒引当金(リスク・アセットの1.25%まで)、等

業務の継続を前提とした
損失吸収力の確保



自己資本の構成(新しい取扱案)

基本的項目 (Tier1)のうち 主要な部分 (普通株式等)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株及び内部留保(その他包括利益を含む)
上記以外の Tier1 (その他Tier1)	<ul style="list-style-type: none"> ・優先株 ・その他の商品は、高い損失吸収力を持つものに限定(条件を明確化) <p>※経過措置をとった上で質を高める方向</p>
補完的項目 (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の優先出資証券、劣後債、劣後ローン(銀行の破綻時に、預金者や一般債権者に劣後して損失を吸収することが明確なものに限定。ステップアップ金利の付いた商品は算入不可。) ・一般貸倒引当金 <p>※経過措置をとった上で質を高める方向</p>

破綻時の損失吸収力の
発揮が前提

Tier1 (または自己 資本全体) からの 控除項目	<ul style="list-style-type: none"> ・その他有価証券評価損 ・のれん、営業権 ・繰延税金資産(純額)(Tier1の20%を超える部分)* ・自己株式 ・他の金融機関(国内預金取扱金融機関)及び連結外の子法人等への出資(ダブルギアリング)、等
---	--

原則として 普通株式等から 控除される 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・その他有価証券評価損 ・のれん、営業権+その他の無形固定資産 ・繰延税金資産(純額) ・自己株式 ・他の金融機関向け普通株出資(ダブルギアリング)の取扱い強化・控除対象の拡大、等 <p>※代替案を含めて影響度調査を実施した上で、控除項目を統一し適正化</p>
---------------------------------	--

* 主要行に対して適用

7. 資本の要素 ①

規制上の自己資本の構成要素

- 規制資本全体は、以下の要素の合計から構成：
 1. Tier1資本（業務継続ベースの自己資本：going-concern capital）
 - a. 普通株式等（Common Equity）
 - b. その他Tier1（追加的な業務ベースの自己資本）
 2. Tier2資本（破綻時を想定した自己資本：gone-concern capital）

- 上記3つのそれぞれの区分（1.a、1.b及び2）について、以下（資本の要素②～④）の要件を満たすものが、それぞれの区分に算入可能な資本商品（instruments）となる。

8. 資本の要素 ②

算入上限 (limits) と最低基準 (minima)

■ 提案①の構成要素である普通株式等、Tier1、自己資本について、関連する規制上の調整後の額が、リスク・アセット額に対する以下の最低比率を満たす必要。

- 普通株式等 (Common Equity) / リスク・アセット $x\%$
- Tier1 (Tier1 Capital) / リスク・アセット $y\%$
- 自己資本 (Total Capital) / リスク・アセット $z\%$

最低比率の水準は、2010年に実施される定量的影響度調査 (QIS) の結果を踏まえ決定。

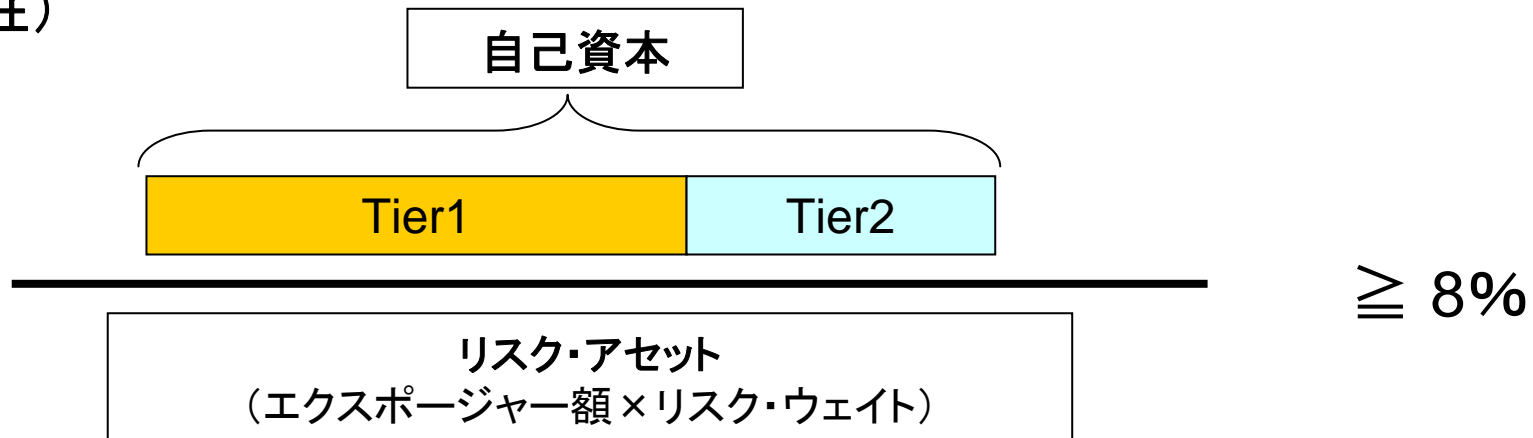
- ✓ 「Tier2はTier1と同額まで」との算入上限は撤廃。

■ Tier1資本の主要な部分 (predominant form) は、普通株式等でなければならない。

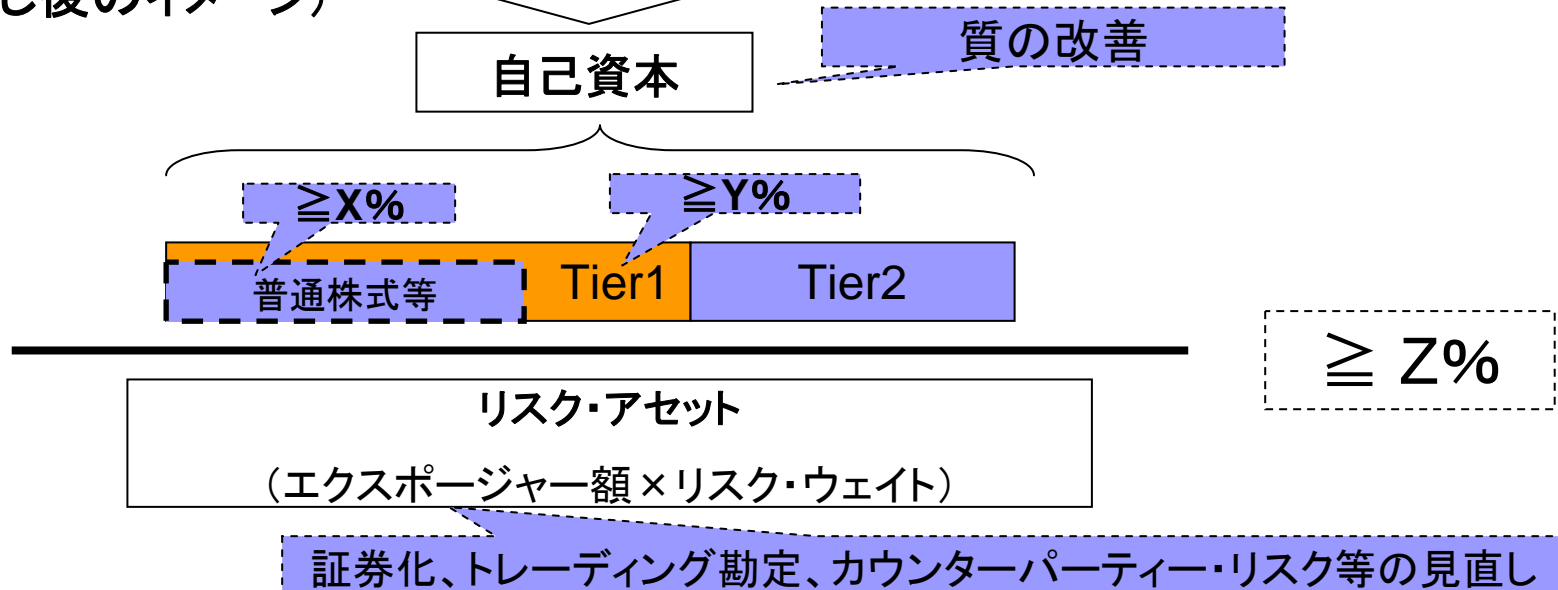
(参考) 所要自己資本水準の決定

所要自己資本の水準は、影響度調査の結果を踏まえて2010年末までに決定

(現在)



(見直し後のイメージ)



9. 資本の要素 ③

普通株式等に区分するための基準 (1/2)

1. 銀行の清算時(liquidation)に最劣後する請求権である。
2. 清算時に、全ての優先請求権に対して支払が行われた後の残余財産に対し、持分に
応じた請求権を有する(すなわち、固定請求権あるいは上限のついた請求権ではなく、
無制限の変動請求権である)。
3. 清算時を除き、元本部分が払い戻されない(裁量的な買戻し又は国の法律の下で許さ
れる任意の方法で資本を実質的に減額する他の手段は除く)。
4. 銀行は、発行時点において、資本商品(the instruments)が将来買戻される、償還さ
れる、あるいは、解約される期待を生じさせず、また、法定で又は契約条件で、そのよ
うな期待を生み出すいかなる特徴もない。
5. 配当は分配可能額(内部留保を含む)から払い出される。配当の水準は、発行時点に
払い込まれた金額に結び付けられていたり、又は関連付けられておらず、上限(分配
可能額を超えて配当できないことを除く)が設けられていない。
6. 配当が義務付けられる状況がない。したがって、配当の不払いは、債務不履行事由
(an event of default)ではない。
7. 配当は、すべての法的かつ契約上の義務が履行され、また、より優先的な資本商品
(more senior capital instrument)への支払いが行われた後にのみ、支払われる。こ
れは、最も質の高い発行済み資本として分類されるその他の商品との関係においてを
含め、優先的な配当がないことを意味する。

9. 資本の要素 ③

普通株式等に区分するための基準 (2/2)

8. 損失が生じた際、当該損失を最初に、かつ最も大きな割合で (the first and proportionately greatest share of any losses) 負担する発行済資本である。最も質の高い資本の中で、各資本商品は、その他のすべての資本商品と比例して、かつ同順位で (pari passu)、事業継続ベースで損失を吸収する。
9. 払込み額 (paid in amount) は、貸借対照表上の債務超過 (balance sheet insolvency) を判断するにあたって、株式資本として認識される (すなわち、負債とは認識されない)。
10. 払込み額は、適用される会計基準の下で、株式資本と分類される。
11. 直接発行され、全額が支払い済みである。
12. 払込み額に対して、担保や発行者又は関係者 (related entity) による保証、その他の取極め (arrangement) によって、法的・経済的に請求権の優先弁済 (the seniority of the claim) が受けられるようになっていない。
13. 発行銀行の所有者、あるいは適用される法律で認められる場合には、取締役会又は所有者によって正式に授権された者からの正式な承認を通じてのみ発行が行われる。
14. 銀行の貸借対照表上で明確にかつ他の項目から独立して開示されている。

(注)この基準は、相互組織 (mutuals)、協同組合 (co-operatives)、貯蓄金融機関 (savings institutions) のような非株式会社への適用に際し、それら固有の組織や法的構造に配慮する。

10. 資本の要素 ④

その他Tier1及びTier2算入の主な要件

○ その他Tier1資本商品の主な要件

- 最劣後
- 担保等_等に供されていないこと
- 永続性
 - ステップ・アップ金利(=償還への誘因)がないこと
 - 償還に監督当局の承認を要すること、市場も償還を期待していないこと
- 配当の支払いの完全な柔軟性
- 配当は分配可能額から支払われること(経費負担ではない)
- 会計上負債である場合(負債性資本商品)は、損失発生に伴い元本を減額(write-down)できるか、銀行の信用力低下に伴い一定のトリガー(最低自己資本規制比率を下回る以前の段階)で普通株式に強制転換されること
- 追加的な資本増強を阻害する条項が付されていないこと

○ Tier2資本商品の主な要件

- 満期は5年以上、投資家が償還請求できる場合も5年経過後に行使可能
- 残存期間が5年未満になると規制上は定額償却対象
- ステップ・アップ金利付でないこと

(加えて、一定のトリガーによる普通株式への強制転換条項を付すことも今後検討)

(注)下線要件は、現行要件からの主な変更点

11. 規制上の調整（控除項目）

少数株主持分の取り扱いや繰延税金資産、無形固定資産、連結外の金融機関への出資など規制上の調整の適用方法は、影響度調査の結果を踏まえて2010年末までに決定

項目	控除額	適用方法
その他有価証券含み損	全額	株式・債券等あらゆる有価証券が対象
のれん、無形固定資産	全額	無形固定資産は時価・換価性のないものが対象
繰延税金資産（純額）	全額	前払税金費用や税額控除の繰戻は対象外
自己株式	全額	インデックス投資の中に含まれる自社株、買戻義務のある株式も対象
連結外の金融機関への普通株出資①	全額	意図的な保有及び同グループ内の兄弟会社のケース（出資比率に拠らない）金融機関の中には、国内・海外問わず、銀行、証券、保険等が含まれるインデックス投資の中に含まれるものも対象
連結外の金融機関への普通株出資②	全額	出資比率が10%超50%未満のケース 金融機関の中には、国内・海外問わず、銀行、証券、保険等が含まれるインデックス投資の中に含まれるものも対象
連結外の金融機関への普通株出資③	控除後「普通株式等」の10%超部分	上記②に該当しない金融機関向け出資の合計が、出資元の銀行の控除後「普通株式等」（全ての控除適用後）の10%を超える部分 金融機関の中には、国内・海外問わず、銀行、証券、保険等が含まれるインデックス投資の中に含まれるものも対象
期待損失（EL）－適格引当金	全額	引当不足の場合
自行の信用力の変化に伴う負債の時価評価変化額	全額	
確定給付年金資産	全額	ただし、当局承認の下、無制限に引出可能なものは除外
自己資本控除となる証券化商品	1,250%リスク・ウェイト	
証券化に伴い増加した資本	1,250%リスク・ウェイト	
PD/LGD方式の株式エクスポージャーのEL	1,250%リスク・ウェイト	
非同時決済に係る控除	1,250%リスク・ウェイト	
事業会社への一定以上出資	1,250%リスク・ウェイト	

(参考) 規制上の調整(控除項目)の適用

貸借対照表

資産		負債	
		純資産	
		資本金	普通株式
			優先株式
			自己株式
他の金融機関の資本			資本の持ち合い
のれん及びその他の無形固定資産 (含むソフトウェア)	}	剰余金	剰余金の減少部分
繰延税金資産			自己の信用力の変動に起因した 負債の評価損益
		OCI (注)	繰延キャッシュ・フローヘッジ損益
			その他有価証券評価差額金

プリドミナント項目となるもの
 控除項目となるもの

(注) その他包括利益 (Other Comprehensive Income)